

議案第13号

富士見市都市計画基本方針策定委員会条例の制定について  
富士見市都市計画基本方針策定委員会条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

市の都市計画に関する基本方針を策定するため、富士見市都市計画基本方針策定委員会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市都市計画基本方針策定委員会条例

### (設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する基本方針（次条において「都市計画基本方針」という。）を策定するため、富士見市都市計画基本方針策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、都市計画基本方針について調査審議し、市長に答申する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から市長に答申した日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第7条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり推進部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。